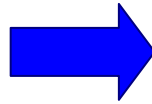


公益法人制度改革コンサルティングのご案内

<選択肢は3つ>

1. 公益（認定）社団・財団法人
2. 非営利型の一般社団・財団法人
3. 営利型の一般社団・財団法人



<移行の検討>

あなたの法人のミッション（使命）にあった器（法人種類）を選択する必要があります

既存の公益法人は平成 25 年 11 月 30 日までが移行期限

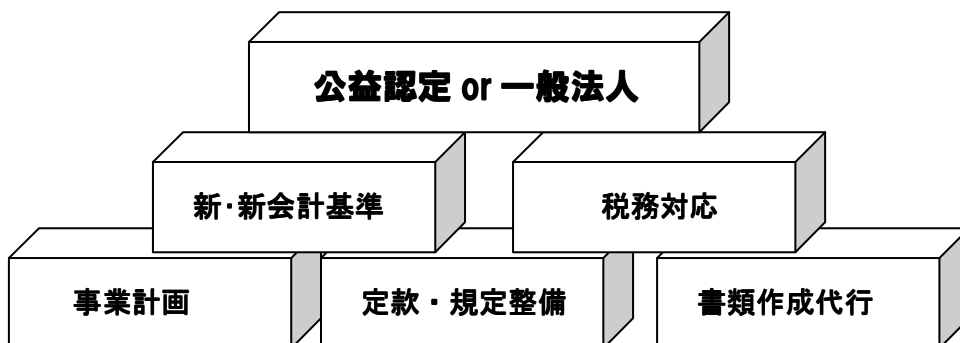
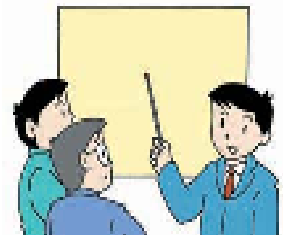
→ 期間内の移行できない法人は解散したものとみなされます。

移行コンサルティングの期間は平均 2 年程度かかります(裏面参照)

→ 移行期の後半には申請ラッシュとなることが予想されます。

<公益法人制度改革対応コンサルティング>

- ① 法人種類の選択・移行スキーム検討
- ② 移行手続きの進捗管理
- ③ 会計対応「新・新会計基準」に準拠
- ④ 税務対応検討
- ⑤ 事業計画作成支援（公益目的支出計画など含む）
- ⑥ 定款・規定整備
- ⑦ 申請書類の作成代行



- ・移行手続きの進捗管理
- ・司法書士・弁護士などの専門家と連携

～法人種類の選択相談、メリット・デメリットの整理、最適な法人種類の選択をご提案いたします～

朝日税理士法人は、会計・税務のプロフェッショナル集団として、豊富なノウハウに基づく公益法人制度改革対応や公会計導入に伴い多様化する会計環境の整備や会計指導を、強力にご支援致します。

お気軽に、ご相談下さい。



朝日仙台税理士法人

〒980-0801 仙台市青葉区木町通二丁目6-53 あきはビル5F 公益法人担当: 大野

TEL(022)395-4156 FAX(022)395-4166 <http://asahi-sendai.jp>

公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のどちらに移行するか検討

公益社団・財団法人への移行を目指す

- ・ 公益認定の基準を満たすことができるよう、事業内容、財務内容や組織を見直します。
- ・ 定款変更案を、総会等の決議を経るなどして、正式に意思決定する。

認定の申請

- ・ 内閣総理大臣又は都道府県知事宛に認定申請書類を提出する

審査 認定

移行の登記

- ・ 認定後 2 週間以内に主たる事務所所在地の登記
- ・ 認定後 3 週間以内に新しい名称の登記

公益社団法人・公益財団法人

一般社団・財団法人への移行を目指す

- ・ 新たな一般社団法人・一般財団法人に適合するよう組織形態を見直す。
- ・ 定款変更案を、総会等の決議を経るなどして、正式に意思決定する。

認可の申請

- ・ 内閣総理大臣又は都道府県知事宛に認可申請書類を提出する

審査 認可

移行の登記

- ・ 認定後 2 週間以内に主たる事務所所在地の登記
- ・ 認定後 3 週間以内に新しい名称の登記

一般社団法人・一般財団法人

<スケジュール：準備段階～新法人設立までの流れ>



お気軽に、ご相談下さい。



朝日仙台税理士法人

〒980-0801 仙台市青葉区木町通二丁目6-53 あきはビル5F 公益法人担当: 大野

TEL(022)395-4156 FAX(022)395-4166 <http://asahi-sendai.jp>